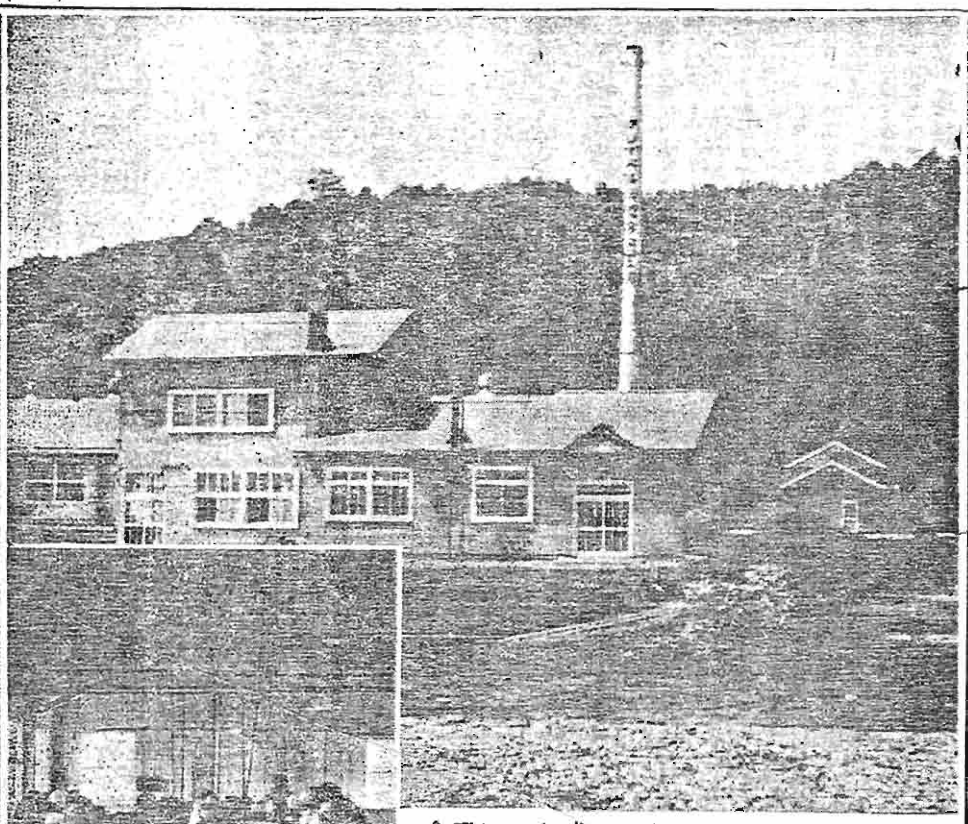
# 広報 いまかね

発行所　今金町役場
発行人　今金町長　安部巍雄
編集人　議会事務局長　戸沢定勝
印刷者　今金印刷所　内田益男



## 操業開始

### クレードル今金工場

### 栽培意欲に拍車を

### 今金アスパラ耕作組合

クレードル興農会社が昨年十一月から、大和町地先に建設工事中だつた、アスパラカン詰工場はこの程完成五月十三日から操業開始しました。

敷地約一ヘクタールの中に工場六七一平方メートル事務所一三三平方メートル倉庫三一六平方メートル、従業員休憩室一〇五平方メートル、女子工員寄宿舎二七四平方メートル、その他浴場、食堂七棟、総工費六千万円を投じて完成したものです。

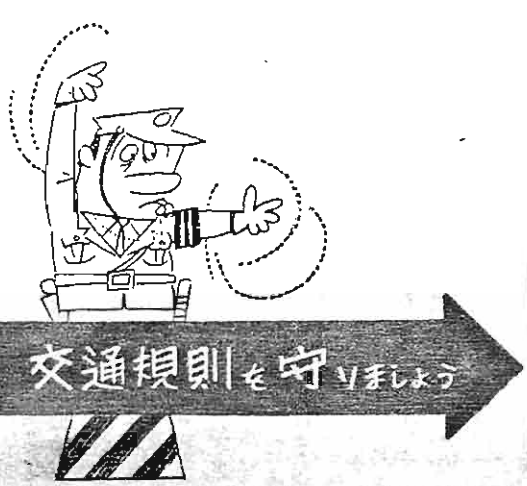
現在は女子工員四〇名、本社派遣の男女職員五名で月産一千ケースの見込ですが、收穫の最盛期には従業員も増加し約二倍以上の生産能力を有しております。五月二十四日開催された今金町アスパラガス耕作組合の定期総会の結果を述べますと三十五年度の生産状況で、三十三年度に定植分一八、三二ヘクタールから一三、三三〇キロを採取九拾万六千円余りの收入をあげ、本年度の予想は、三十四年の定植分一〇、三七ヘクタールと合せ、二八、六九ヘクタールから三五、〇〇〇キロが見込まれ千万円を投じて完成しても二百四拾五万円余の收入を予想しています。

また事業計画としては、本年度定植二〇、〇〇ヘクタールを定め、その他、栽培講習会、生産物共励会、先進地視察、肥料、機械の配備、集荷販売の円滑化、栽培適地の調査等をおし進め町内農家経済の逐次安定を計ると共に、桧山農村振興の中心地として道南地域における冠たる開発力の隆盛を期しています。

## 六月の納税

### 町民税 道民税 第一期

### 納期限 六月三十日




### うまく貯めて上手に使おう

貯蓄は家庭の幸福と国の繁栄の基礎なのです。しかし多くの人の中に、貯蓄をするのに組合まで作らなくても良いではないかと云う考えは最近改められてきたようです。

# 議会だより

## 第十六回臨時町議会（三五、五、二）

### 光川小学校資格変更等外二件

議案第一号今金町恩給住宅決定した

条例制定について

この条例は町が北海道市町村恩給組合から町が議会の議決により職員に譲渡し又は貸与するための住宅を建設するものであり借入資格は十年以上勤務した者で一件二十万円から五十万円まで借入出来る。利率は年六分で十五年の均等償還である。

議案第二号今金町職員住宅の購入に関する予算外義務負担並びに契約の締結について

今金町職員住宅を購入する場合、契約の内容及び予算外義務負担の限度、支払の方法、住宅を職員に譲渡するまでの条件をきめたものである。

議案第三号光川小学校資格変更について

光川小学校は昭和二十六年四月から独立校となったが、その後児童数も減少し本年度より教員も一人となるので分校に資格変更しようとするものである。

常任委員の選任について

昭和三十六年五月七日で常任委員が任期満了になるので選任の結果次のとおり

総務常任委員
委員長　藤村　徳蔵
副委員長　今野　伝
友善幸次郎
岡部　広
庵元　吉雄
諸戸忠左エ門
長谷川敏一

産業常任委員
委員長　伊藤　綱義
副委員長　河端　豊
工藤　栄作
田中千代吉
佐藤　末松
丸山　九内

土木常任委員
委員長　鈴木　正
副委員長　三津橋勝蔵
松浦　武雄
中野喜久次郎
八重樫栄三郎
中山　源一

## 山の中　熊よりこわい　タバコの火

# 国民年金

## 保険料を納めましょう

（4月分～6月分まで）

納期　7月1日～7月31日

国民年金手帖はお手許に届いていることでしょうがこの国民年金手帖は、保険料を納めるときとか、その他転出する場合等に使いますから大事に保管して下さい。

保険料を納めるときは、係員が検認をして徴税令書を出しませんし、また領収書も出しません。加入者が進んで納めるようスタンプ方式という方法をとっております。

この方法は皆さんが予め役場又は北海道銀行今金支店より国民年金印紙を購入して、国民年金手帖の所定の欄に貼って下さい。また印紙購入の際年令によって次の様に掛金が変わっておりますので注意して下さい。

三十四才までの方は　一〇〇円
三十五才以上の方は　一五〇円

またこの印紙を貼ったら役場で検認を受けなければなりません。検認を受けなければ保険料を納めたことになりませんので必ず検認をして下さい。

納期は原則として三ケ月分を翌月の末日までに納める事になっています。

四月～六月分を　七月末日
七月～九月分を　十月末日
十月～十二月分を　一月末日

一月～三月分を　四月末日

と一年を四期に分けてありますが、農家の人のように収入期が大変不動がありますのでこの原則にとらわれず納めることが出来ますが年度を超えて納めることが出来ませんから気を付けて下さい。

又保険料を前納される人は手帖と印鑑を持って役場で手続して下さい。

この前払の場合だけ納額告知書として切符が発行されますから、この切符と、保険料を日本銀行の代理店である道銀今金支店へ持参して納めて下さい。

# 伝染病の運搬屋

## ハエを退治しましょう

ハエは、赤痢、チフスなどの消化器系、伝染病原菌のほか、小児まひの病源もはこびますので、ハエを駆除することは病気を防ぐためにも非常にたいせつなことです。ハエは、植物質の食べ物の好きなものと動物質の好きなものとにわけることができます。そして、それぞれ好きなもののところへとんでいって卵を生みつけ、卵はやがてうじ虫→さなぎ→成虫となります。このような場所を発生源といいますがこの発生源をなくすることがハエを駆除にはたいせつなことなのです

イエバエは畜舎の床、ごみ溜、ヒメイエバエは便槽、つけ物容器が主な発生源です。

ヒメイエバエは、まず便所の汲取口を完全にふさぎ落し口のふたを作り、窓に防虫網（水色）をはり、便槽内部を暗くします。

イエバエはまずごみ箱の完備です。ごみは雑芥、ちゅう芥とを別々の容器に入れてふたを完全にし、少なくとも一週間に一回は持ち出し処理してもらうことです。また流し尻の破損を修理し、家のまわりを整理整とんし、あわせて掃除をしておきましょう。

畜舎の場合は、このほか畜舎の入口と堆肥場が発生源となりますので、畜舎の入口に、なわのれんを十センチくらいの高さで、地上三十センチくらいのところまでの長さのものをつるし、二週間おきに五パーセント、ダイアジノン乳剤をよく吹きかけます。

畜舎の窓には、ワラ縄でないもので同じ方法をとってください。堆肥場は、床がコンクリートであることが望ましいのですが、そうでないものにはビニールでおおって、まわり約四十センチくらいのみぞを掘り、ここに乳剤または、ゾール剤を七日に一回散布します。

生源を重点に行うことはもちろんですが、成虫対策特に室内に使用する場合は残効性の高いものが望ましいでしょう。




提出前年金の手続きは市町村役場で

# 農業基本調査の実施

昭和三十五年度

七月一日は北海道農業基本調査が、全道一斉に行われます。この調査は農家の実態を調べ、今後の農業政策の重要な資料となるものであります。

際は特段の御協力を願います。なおこの調査は統計以外の目的に使用されませんので、ありのまま申告される様併せて御願いします。

# 福祉年金の定時届は期日内に

老令、障害、母子の各福祉年金の受給者は、例年通り六月二十日までに所得状況届を提出しなければなりません。各福祉年金の受給者は期日内に役場で手続して下さい。また三親のときは国民年金証書と印鑑を必ず御持参下さい。

# 農薬の危害を防ぎましょう

ホリドール・パラチオン

現在多く使用されている農薬には、水銀製剤、銅剤、ひ素剤など無機物に属するものや、比較的新しい農薬としてホリドール、パラチオン、メタシストックス、EPNなど有機農製剤が多く使われるようになってきました。

これらの有機農製剤は、非常に病害虫の防除に効果がありますが、また毒性が強いので法律で特定毒物として使用の方法が次ぎのように厳重に定められていますから、必ずこのきまりを守って危害のないように注意して下さい。

1 有機農製剤を使って農作物の病害虫の防除ができるのは、市町村、農協、農業共済組合などの団体が一せい防除を行う場合だけで、一般農家が個々に使用（所持することも）することはできません。

2 現在などでこの製剤を使う場合でも、散布の日時や区域を公示するほか正規の資格指導員の指導で行なわなければなりません。

特に注意願いたいのは、有機農製剤は皮ふからも浸透して、中毒を起しますしまた散布後も毒性が持続しますから、少なくとも一週間は散布地域に立入ることは危険です。

散布地域には立札や赤旗を立てるなど標識をすることになっていますので、そのような地域には絶対に近寄らないように予め注意にあらかじめ注意を与えてください。保管や散布にはつぎの点に十分注意しましょう

【保管するときの注意】

1 農薬特に毒性の強いもの（袋や容器に医薬用外毒物また劇物としるしてあるもの）は不用意に持出されないために鍵のかかる場所に保管すること。

2 農薬はうやまって呑んだりしないために、飲食物の容器、たとえばサイダーソース、一升びんビールびんなどを使用しないこと

3 誰れにもわかるように「毒」「劇」の文字または品名を書いておくこと。

4 毒性の強い農薬は、共同で管理するようにすることも一つの方法です。

【散布するときの注意】

1 散布時の服装は完全にすること。

2 子供や家畜を作業現場から遠ざけること。

3 薬剤を体にかぶらないように風かみから散布すること。

4 休憩のときは面倒がらずに手や顔を洗うこと。

5 作業後、体や衣類の始末、器具の洗浄等を厳重にすること。

6 空になったびんは土中深く埋め、袋は焼き捨てること。

7 散布した地域の管理に十分留意すること。

以上のことを注意して事故の起きないように農薬を有効に使いましょう。

# 自衛官募集

昭和36年度（第2次）

受付　6月1日～7月15日まで



防衛庁では昭和三十六年度第二次自衛官の募集を行なっております。

◇採用予定人員と入隊予定期日

二等陸士　約五、〇〇〇名　八月中旬～十月上旬

二等海士　約一、五〇〇名　八月下旬～九月下旬

二等空士　約一、四〇〇名　十月上旬

◎応募資格

心身共に強健で九月一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍の男子であれば誰でも結構です。学歴は問いません。

◎受付期間

三十六年六月一日から三十六年七月十五日まで。受付期間がすぎても地方連絡部で直接受付けます。

◎志願手続

町役場又は営内は自衛隊函館地方連絡部に志願書が備えてあり所要事項記入の上五円切手を添えて役場又は郵送で結構です。

◎試　験

三十六年六月一日から三十六年七月三十一日までの間に行います。

以上詳細については役場兵務係まで御問い合せ下さい

# 御協力下さい

## 住民登録実態調査

昭和二十七年に施行された住民登録法は、今年でちょうど十年目に当りますが二十七年当時一斉調査の上作成してから今まで相当の移動をして参りますが修正未届のため事実と相当の差いがあり、各種の統計及選挙資料等の基礎となる住民票ですから、本年度に於てこれら正確なものを備えるべく各戸別に訪問し家族構成等について調査する予定ですから保護の参上の際は格別の御協力を御願いいたします。

# あなたの生活に計量を

六月七日は計量記念日です。私達の日常生活において長さ、体積、重さ、時間、温度、速さ、圧力、密度などものの量を計ることは非常に多く重要なことでありますので、この法律の公布された六月七日を計量記念日とさめ全国民が計量の大切さを認識する日としています。食品、雑貨、八百屋、魚、肉、呉服店などでも必ず「何グラム下さい」「何メートル下さい」「何リットル下さい」と、はっきり言いましょう。値段のはっきり表示してある商品を買いましょう。

計量器は商売用として使用する計量器でグラムと匁、メートルと尺というように両方の目盛のついた計量器は昭和三七年一月一日から使用禁止になります。このような計量器はおそくとも本年中にメートル法の目盛になおしましょう。

# 買った物は必ず量ってみましょう



# 新らしい 中小企業融資制度

町では、町内中小企業者の育成並に経営の合理化を促進しその経済的地位の向上と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため町内金融機関の協力を仰ぎ、この融資制度を設けております。この制度のあらましは次の通りでありますので御希望の向は利用される様御知らせします。

一、融資の対象

1 常時使用する従業員の数が、三十人以下の会社又は個人で、町内に三年以上居住し独立して事業所又は店舗を有し同一事業を引続き一年以上営むもの（但し遊興娯楽不急の業種を除く）

2 町税を完納しているもの又は三ケ月以内に完納確実なる計画を有するもの

二、貸付の条件

1 貸付金額一口弐拾万以内

2 資金の使途企業運転資金

3 期間九十日以内但し必要に応じて百八十日以内

4 担保保証人、原則として担保を必要とするが、止むを得ない場合は貸出金融機関の認める連帯保証人二名以上を附することにより担保を免除することができる。

5 貸付利率別途定める金融機関の貸付利率とする

三、手続

この制度により融資の申込は今金町商工会に所定の借入申込書及び必要書類を提出し今金商工会より金融機関に申込むものとする。

四、その他

その他の相談は今金町役場及び商工会において行います。

# 特別保険証を交付

## 長期旅行者・出稼の方に

修学のため他市町村に住んでいる学生に対しては、別に被保険者証を交付しておりましたが、今度は更に長期旅行者等に対して別の被保険者証が交付されるようになりました。

被保険者が、長期の旅行出張、又は出稼、その他の理由によつて、住所を長期に亘つて離れる場合には、今までのとは別な特別保険者証を交付しますから、以上の様な事情に該当する方は『特別被保険者証交付申請書』に今まで使用している被保険者証を添えて国保係へ申し出て下さい。

なお、長期の旅行及び出張、出稼が終了して帰つたときは、直ぐに特別被保険者証を返還しなければならないので注意して下さい。

この場合も家族全員の記載されている被保険者証を同時に御持参下さい。

（特別被保険者証交付申請書は国保係に備えてあります）

# 火災シーズンがやつてきた

ことしもまた火災の多く発生するシーズンになりました。春は長い冬ごもりの生活から解放されて気がゆるみがちです。

冬の間に使つたストーブや煙筒も取りはずす時期が近いままに掃除や点検を怠つたり、火の粉や取灰などのわずかな火種をあなどることはたいへん危険ですから十分注意してください。特に火災警報が出されたときは、非常に危険度の高いときですから、火気の取り扱いの注意はもとより不要な火の使用はつとめて避けることが必要です。

また、春先きは火足の速い季節ですから、ひとりでもみ消そうとすることは思わぬ大事になる原因です。

火災が発生したら家族や隣近所の応援を求め一刻も早く消防機関に通報して小さいうちに消火するようにしましょう。

火災を全くなくすることはなかなかむずかしいことでしようが、わたくしたち一人一人の注意によつてこの火災多発期を穏やかに過したいものです。

# 日赤募金について

毎年日赤の募金業務については大変御協力を戴いておりますが、本年は、天皇皇后両陛下の御来道を機会に去る五月二十五日札幌市民会館に日赤名誉総裁皇后陛下と名誉副総裁の秩父宮高松両妃殿下、及び島津日赤社長の御来場を戴き、北海道支部社員大会を開催皇后陛下より支部各分区町村民に対し今後の協力について特別の御ことばを賜りました。

当分区としましても今年の社費の目標を近く各部落町内会長を通じて皆様に御協力願いますので格別な御協賛をお願い申し上げます。

なお、三十五年度当分区の社員は五万一千円集まり事業として日赤家庭看護法の講習を三日間開催し、また道支部より、へき地校に対し友愛物資を多数頂戴して居りますことも御知らせいたします。

# 大掃除事後指導日程

| 地区 | 月日 | 立会集合場所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 日進 | 六月十二日 | 小・中学校 | 日進、旭台 |
| 美利河 | 〃 十三日 | 組合長宅 | 一円 |
| 花石 | 〃 十四日 | 〃 | 一円 |
| 中里 | 〃 十五日 | 小、中学校 | 一円 |
| 種川 | 〃 十六日 | 組合長宅 | 上稲穂下稲穂、上田代、種川一円 |
| 奥種川 | 〃 十七日 | 光川小学校 | 光台、種川高台含む |
| 八束 | 〃 十九日 | 小、中学校 | 一円、南田代含む |
| 金原 | 〃 二十日 | 滝沢商店 | 金原一円 |
| 神丘 | 〃 二十一日 | 小、中学校 | トマンケシ、下トマンケシ、中トマンケシ、鈴岡奥鈴岡、神丘一円 |
| 豊田 | 〃 二十二日 | 小中学校 | 春日井、豊田　一円 |
| 今金農村住吉 | 〃 二十三日 | 組合長宅 | 御影、豊受、南豊受、寒昇一円 |
| | 〃 二十四日 | 小中学校 | 一円 |

## 五月のよろこびかなしみ

よろこび

新栄町　塩崎研一　二男
南町　久保田庄二女　浩子
住吉　西田春夫　二男　博美
旭台　本田正雄　長女　正枝
八束　吉村信一　長女　智子
八束　谷崎正　長男　浩司
大和町　遠藤茂　長男　洋一
神丘　河田勝二　長女　真弓
花石　岡部利雄　長男　倫也
御影　土井義孝　長男　正巳
東雲町　小池三郎　長男　直之
新栄町　吉井安義　長女　香
本町　岡島政信　長女　典子
白石　松坂留吉　四女　優子

かなしみ

美利河　大塚民子
官島　高野盛次
日進　原谷川志か
柳町　伊藤已吉
稲穂　山中徳太郎
金原　小田島キン
栄町　山下米蔵
旭町　中林スケ
緑町　田中千代子
御影　長谷川さつ
鈴岡　湯本左馬之助